

●香川県告示第475号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成25年10月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成24年3月31日	介護ショップあすか 東かがわ市川東87番地2	株式会社アイ・ディー・エム 高松市桜町1丁目361番地4	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
平成24年7月31日	有料老人ホーム御徳 さぬき市鴨部7343番地1	有限会社介護支援サービスセンター御徳 さぬき市鴨部4469番地3	特定施設入居者生活介護